

# 鮫 麻生 平尾山荘 利用規約

2021年7月1日改定

## 第1条(適用範囲)

鮫 麻生 平尾山荘会員会則(以下「本会則」といいます)は「鮫 麻生 平尾山荘」(以下「鮫麻生」といいます)の会員ならびに入会しようとする方に適用します。

## 第2条(会員制)

1. 鮫麻生は朝夕営業時、会員制とさせていただきます。
2. 鮫麻生の会員区分は、個人会員(1名登録)とします。
3. 会員が鮫麻生を利用する際は鮫麻生の規定に従ってご利用下さい。

## 第3条(入会資格)

1. 各会員区分において鮫麻生が定める資格に該当する方。
2. 本会則及び「個人情報保護方針」に同意した方。
3. 満20歳以上の方。
4. 反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等)の関係者ではない方。
5. 過去に会社より除名の通告を受けていない方。
6. 1名以上の鮫麻生会員若しくは協賛会社の推薦を受けられた方。
7. 会社規定の会員審査に通過された方
8. 鮫麻生のサービス提供スタイルをご理解いただける方。

## 第4条(入会手続き)

1. 鮫麻生に入会される時は、以下に定める手続きを行うことにより、入会申し込みを行っていただきます。
2. 所定の「入会申込書」による申し込みにより、本会則及び「個人情報保護方針」に同意した上で入会申込みを行って頂きます。
3. 鮫麻生は、所定の基準に従い、入会資格の有無等を判断の上入会の承諾を行います。
4. 会員数が上限に達している場合には、新規入会ができ兼ねますので予めご了承ください。

## 第5条(変更手続き等)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行って頂きます。
2. 鮫麻生より会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の会員から届出のあった最新の住所宛てに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。

## 第6条(個人情報保護)

鮫麻生は、鮫麻生の保有する会員の個人情報を、個人情報保護方針に従って管理します。

## 第7条(諸費用)

1. 入会者は、会員カード発行料金550円(会員1名様につき1枚)のお支払いをいただきます。
2. 紛失した場合は別途作成費用をいただきます。(初回作成金額と同様)
3. 納入した会員カード、発行費用は返還できません。

## 第8条(会員資格の取得)

第4条の入会手続きが完了し、鮫麻生が会員として承認した日(会員カードのお受け取りを以って)から会員資格を取得するものとします。

## 第9条(会員資格の相続・譲渡)

鮫麻生の個人会員資格及び、発行した会員カードは発行された名義人以外に譲渡、売買、貸与、名義変更等その他一切の処分をすることができません。

## 第10条(ビジター)

鮫麻生会員においては以下の条件を満たすことにより、会員以外の方(以下「ビジター」といいます)も、鮫麻生をご利用頂く事ができます。

1. 1名以上の会員の同伴者である事。
2. 本会則及び鮫 麻生が別途定める諸規則を遵守すること。

## 第11条(その他会員以外の鮫 麻生利用)

ランチ利用のお客様(非会員様)

入会手続きに関しては、第3条(入会資格)、第4条(入会手続き)参照と致します。

## 第12条(鮫 麻生内諸規則の遵守)

会員は、鮫麻生の利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守し従業員の指示に従って頂きます。  
また、鮫麻生内の秩序を乱す行為はお控えください。

## 第13条(禁止事項)

1. 会員(ビジターを含みます)は鮫麻生において次の行為はご遠慮ください。
2. 公序良俗に反する行為(下記参照)
  - ・他の会員や鮫麻生従業員を誹謗、中傷する行為。
  - ・他の会員や鮫麻生従業員を殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の
  - ・大声、奇声を発する行為、他の会員や鮫麻生従業員の行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
  - ・物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や鮫麻生従業員が恐怖を感じる危険行為。
  - ・鮫麻生内の器具備品の損壊及び備品等を持ち出す行為。
  - ・他の会員や鮫麻生従業員を待ち伏せしたり後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
  - ・正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で鮫麻生従業員を拘束する等の迷惑行為。
  - ・痴漢、のそぎ、露出、唾を吐く等、公序良俗に反する一切の行為。
  - ・刃物、火器、薬品など危険物を鮫麻生内へ持ち込む行為。
  - ・物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
  - ・鮫麻生従業員に対する会社以外の他社への就職あっせんや引き抜き行為。
3. その他法令および公序良俗に反する一切の行為。
4. 中学生未満のお子様の同伴。
5. 鮫麻生内は電子タバコも含めて禁煙とします。
6. ご来店の際、厳しいドレスコードはございませんが、サンダル、スリッパ、ビーチサンダル、ハーフパンツ、タンクトップ、スポーツウェア等でのご来店はお断りしております。
7. 香水や柔軟剤の強い香りにはご配慮いただきますようお願い申し上げます。
8. 入れ墨、タトゥー等が見える服装の場合ご来店いただく場合がございます。
9. 店内での携帯電話の会話はお断り致します。

## 第14条(免責)

1. 会員(ビジターを含みます。以下本条において同様です)が被った鮫麻生の利用中の損害や怪我その他の事故(以下「事故等」といいます)について鮫麻生に故意または過失がない限り、当方は当該損害に対する一切の責任を負いません。又、当方は、会員が諸施設の外で被った事故等について、一切の責任を負いません。会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、当方は一切の責任を負いません。
2. 会員同士間に生じたトラブルについて、当方は一切関与いたしません。

## 第15条(会員の損害賠償責任)

会員が鮫麻生の利用中、鮫麻生又は第三者に損害を与えた時は、その会員が当該損害に関する責を負い当方に対して一切迷惑をかけないものとします。

## 第16条(会員資格喪失)

会員は次の各号に該当する場合その会員資格を喪失し会員としてのいかなる権利をも喪失します。

1. 第18条に定める規定で退会を申し出、鮫麻生がこれを承認したとき。
2. 第19条により除名されたとき。
3. 死亡したとき。
4. 鮫麻生が入会手続きをした施設の全部を第20条により閉鎖したとき。
5. 第13条を守らなかった時
6. 会員に対し、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他倒産処理手続(将来制定される手続きを含みます)開始の申立てがあったとき。

## 第17条(予約の変更・キャンセル)

ご予約日の当日のキャンセルにおきましては下記に該当する以外は全額キャンセル料をいただいております。何卒ご理解の程、よろしくお願ひ申し上げます。

- ・自然災害による公共交通機関が著しく乱れた場合。
- ・当店の事情による営業不可能な状況の場合。

#### 第18条(退会)

1. **最終ご利用日より1年以上ご利用が無い場合は、会員資格が失効致します。**  
予めご了承くださいませ。
2. 会員は、自己都合により退会ご希望の際は、店舗へご連絡くださいませ。  
その際は会費証を返却して頂きます。

#### 第19条(除名)

鮨麻生は会員が次の各号に該当する時は、その会員を除名する事が出来ます。  
除名された会員は、以後鮨麻生の利用が一切できません。

1. 第3条の入会資格を喪失した時。又は入会資格を満たしていなかった事が  
入会後に判明したとき。
2. 本会則及び施設内諸規則に違反した時。
3. 他の会員、ビジターや鮨麻生従業員を誹謗、中傷し、鮨 麻生に被害の届出が  
あったとき。
4. 他の会員、ビジターや鮨麻生従業員を殴打したり身体を押ししたり、  
拘束する等の一切の暴力行為があったとき。
5. 大声、奇声を発する行為、他の会員やビジターや鮨麻生従業員の行く手を塞ぐ等  
の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
6. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員やビジターや鮨麻生従業員が恐怖を感じ  
る危険な行為があったとき。
7. 鮨 麻生の施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。
8. 他の会員、ビジターや鮨麻生従業員を待ち伏せしたり、後をつけたり、  
みだりに話しかける等の行為かがあり、鮨麻生にその旨の届出があったとき。
9. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で鮨麻生従業員を拘束する  
等の迷惑行為があったとき。
10. 痴漢、のそぎ、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する  
一切の行為があったとき。
11. 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、  
署名活動等の行為を行い鮨麻生従業員の中止勧告に従わないとき。
12. 法令及び公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。  
(鮨麻生が会員としてふさわしくないと認めた時)
13. ご紹介したお客様が鮨麻生に大きな被害を与えた場合、  
紹介者も退会して頂く場合もあります。
14. **本運営会社が当会員にふさわしくないと判断した時には  
退会していただきます。**

#### 第20条(施設の閉鎖・休業および解散)

鮨麻生は、次の各号に該当するときは、店舗の全部または一部の閉鎖、  
休業又は、鮨麻生の解散(以下「閉鎖等」といいます)をする事が出来ます。  
閉鎖等が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対し  
その旨を告知します。

1. 気象災害その他外的事由により会員に危険が及ぶと鮨麻生が判断したとき。
2. 店舗の増改築、修繕または点検を実施するとき。
3. 定期休業によるとき。
4. 事業譲渡その他、鮨 麻生の運営事業の承継、  
鮨麻生運営事業の撤退その他重大な事由により閉鎖等がやむを得ないとき。

#### 第21条(利用の禁止)

会員が次の各号に該当するときは、鮨麻生の利用を禁止します。

1. 暴力団関係者であるとき。
2. 伝染病その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病に罹患しているとき。
3. その他、正常な店舗の利用が出来ないと鮨麻生が判断したとき。

#### 第22条(利用の一部制限)

会員が次の各号に該当するときは、鮨麻生の利用を一部制限します。

1. 飲酒等により安全に鮨麻生を利用する事が出来ないと判断したとき。

#### 第23条(本会則等の改訂)

当方は、本会則及び鮨麻生内諸規則の改訂を行う事ができます。尚、  
改訂を実施する時は、鮨麻生は予め改訂の1ヶ月前迄には告知する事により  
改訂した本会則及び、鮨麻生諸規則の効力は全会員に及ぶものとします。

#### 第24条(告知方法)

本会則における会員への告知方法は封書若しくはメールにて告知します。

#### 第25条(特別事例)

**鮨麻生の会員には関連グループIMD Alliance株式会社からのメールマガジン  
を御送り致します。**メールマガジン配信停止をご希望の際は、  
メール文中記載メール配信停止のお手続きをお願い申し上げます。